

へ參拜し給ひて、夫より彼所に至り、禮服にて田に入給ひて、三鋤すき給ふ、諸大臣以下一同に是をすく、秋に至て此米を祖廟に備へられ、諸臣に神酒を賜はる、彼田地は佐藤文四郎願の趣に依て預られ、君の代として自耕作す、其實入殊ま宜し、○中人々蓑笠にて鋤鍬を持って山野に趣き、
略下

〔一話一言 二十九〕江戸風俗の事 服飾之部

諸役人万石以上以下
身之旗本○中略

天明の末、節儉の令一たび出て、忽服飾を變じ、○中網代の笠をかぶり、合羽はさいみ木綿などに造り著るもあり、一きわ當世めきたるは、蓑を著て御城内を行かふさまいといかめしく見ゆ、

〔一話一言 二十八〕寛政八辰年十二月、勢州津堀川町福田氏手紙寫、○中略

爰に二三ヶ國を領し給ふ御大家の領主あり、近年御領下困窮に付、○中又々工夫をいたし、十八万之内にて、別て困窮之在所三拾貳ヶ村へ、地平均申付候ま、是は其村之惣高を御上へ不殘召上られ、百姓貧福を不分甲乙なしに平し、田畑割合に作らせらる、趣被仰出候處、甚以百姓方上下とも歸服不仕、依之大庄やを以て願出といへども、御聞濟なく、日を送り候處、頃は極月廿六日夜、南の方七八里山中より出たりと見へて、百姓數多蓑笠にて、竹鍵やうの物を持、御城下近き南之山にてかゝり火を焼、近郷之村々同心し、出よくと呼はり廻り、若出ずんば、村端より火を付、焼拂はんと、のしり歩く故、無是非蓑笠著し、一統に出來りしかば、人數は時之間雲霞の如く集り、○中略

落首○中略 身の上とまらで寄くる蓑かぶりみのきてかへれ、○中或やくは西なり

〔皇大神宮儀式帳〕一職掌雜任冊三人○中略

御笠縫内人無位郡乙淨麻呂